

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

### ↳ 更正の請求

**Q** :平成18年度の確定申告に計算の誤りがあり、税金を多く払っていることがわかりました。この税金を戻してもらうには、どのようにしたらいいですか？

**A** :更正の請求をして税金を戻してもらうことになります。

#### 【解説】

国税通則法では、納税申告書に記載した課税標準等もしくは税額等の計算が各税法の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大であるとき(同様の事情により純損失の金額又は還付金の額が過少であるとき等を含みます)は、その申告に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、その申告に係る課税標準等又は税額等について減額更正すべき旨を税務署長に請求できることとされています。

これを更正の請求といいますが、これは、申告が期限に追われ、完璧を期することが困難な場合も少なくないということから、このような制度を設けて過誤を救済しようとしているのです。

したがって、ご質問の場合は、平成18年分の確定申告に計算の誤りがあったということです。法定申告期限から1年以内、つまり、この3月15日までであれば、更正の請求をすれば、税金を戻してもらうことができることになります。

